

入札参加者の皆様へ

薩摩川内市が発注する令和3年発生災害復旧工事において、配置技術者の専任等に係る取扱いについて、下記のとおり要件緩和をすることとしましたのでお知らせします。

記

1 要件緩和内容

(1)「主任技術者の専任に係る取扱い」

主任技術者が管理することができる工事の数について、専任が必要な工事を含む場合の件数を「原則2件」から「原則3件」とする。

(2)「現場代理人の兼任に関する運用に係る取扱い」

現場代理人の兼任できる工事を「2件」から「3件」とする。

*それぞれの工事請負代金が3,500万円未満の場合に限る。

2 留意事項

・取扱いは、市発注の令和3年発生災害復旧工事を含む場合のみの適用です。

・専任が必要でない工事の主任技術者については従来から件数の制限はありません。(専任が必要でない工事・・・請負代金の額が4,000万円未満)

・いずれの工事も、土木工事以外の建築工事等や、民間発注者による工事も含まれる点について留意すること。